平成２７年（フ）第３５４４号
大阪府東大阪市岸田堂北町５番18号
債務者　草壁　　忍
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０３号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番35―402号
債務者　伊織喜美代
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２７号
大阪府寝屋川市中木田町29番23号（302号）
債務者　山本　良信
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８９号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目11番16号　パレス帝塚山　204号、前住所大阪府柏原市玉手町18番32号　奥谷文化Ａ棟　102号
債務者　古田　典子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９５号
大阪市大正区南恩加島１丁目６番10号　ウエストキャピタル大正　403号
債務者　尾方　昭仁
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２７号
大阪市鶴見区中茶屋２丁目１番５号
債務者　坂本　優希
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７６号
大阪市城東区関目６丁目４番12号エクセレント関目山崎303、前住所大阪市都島区東野田町４丁目２番10号
債務者　寺坂佐代子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６４号
大阪市天王寺区上本町５丁目４番11―510号
債務者　嶋田小百合
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０３号
大阪市東住吉区南田辺３丁目９番９号　瑞穂マンション202
債務者　武良　朋裕
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１２号
東京都西東京市田無町２丁目19番８号
債務者　徳永　明子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６１号
愛知県豊川市赤代町２丁目５番地　赤代住宅Ｂ棟306号
債務者　大谷　里美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１７６号
愛知県豊橋市吉川町230番地１（101）、従前の住所愛知県豊橋市東小鷹野２丁目６番地の11
債務者　酒井　　悟
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１８０号
愛知県豊川市山道町２丁目49番地　牛久保住宅２棟705号
債務者　忠内　友紀
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２６３号
北海道旭川市東光10条２丁目３番13号　エポック東光201
債務者　及川　健二
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０２号
東京都東村山市恩多町３丁目22番地５
債務者　松立真喜子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部